官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕
○平成二十四年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件（厚生労働八三）　一
○肥料を登録した件（農林水産六二一～六二三）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　七七
会社その他
会社決算公告　八九

告示

○厚生労働省告示第八十三号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第六条第二項及び第十一条第五項の規定に基づき、平成二十四年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を次のように定める。

平成二十四年三月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　調査の期日

1　世帯票に係る調査にあっては、平成二十四年六月七日とする。

2　所得票に係る調査にあっては、平成二十四年七月十二日とする。

二　調査票

1　世帯票は、別記様式一によるものとする。

2　所得票は、別記様式二によるものとする。

三　調査票等の提出期限

1　一の1に規定する調査にあっては、平成二十四年七月二十日とする。

2　一の2に規定する調査にあっては、平成二十四年八月十五日とする。